

さいたま市水道局告示第 79 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者について、同条第 2 項の規定により指定したので下記のとおり告示する。

令和 7 年 5 月 29 日

さいたま水道事業管理者 小 島 豪 彦

1 指定納付受託者

- (1) 名称 株式会社電算システム
- (2) 事業所の所在地 岐阜県岐阜市日置江一丁目 58 番地

2 指定をした日

令和 7 年 5 月 19 日

3 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

4 納付事務に係る収入等

- (1) 水道料金・下水道使用料
- (2) 水道料金・下水道使用料以外の水道事業に関する収入科目

5 連絡先

- (1) 担当 さいたま水道局業務部営業課営業企画係
- (2) 電話 048（714）3084